

第124号

# 横浜市報調達公告版

発行所  
横浜市中区本町6丁目50番地の10  
横浜市役所

## 【調達公告】

- △ 特定調達契約に係る公募型プロポーザル手続きの開始  
（新たな人事給与関連システム（人的資源マネジメント領域）構築・運用保守業務委託 一式）・・・2
- △ 特定調達契約の落札者等の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

---

# 調 達 公 告

---

特定調達契約に係る公募型プロポーザル手続きの開始  
次のとおり提案書の招請を行う。

令和4年10月18日

契約事務受任者 横浜市総務局長

## 1 公募型プロポーザルに付する事項

### (1) 件名及び数量

新たな人事給与関連システム（人的資源マネジメント領域）構築・運用保守業務委託 一式

### (2) 業務内容

提案書作成要領による。

### (3) 履行期間

契約締結日から令和12年3月31日まで

（地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条に基づく債務負担行為）

### (4) 履行場所

横浜市総務局人事部 ほか

## 2 提案書の提出者の資格

本プロポーザルの提案資格を有する者は、次に掲げる条件を全て満たした単体企業又は分担履行方式による特定共同企業体（当該業務を共同連帯して行うことを目的に、当該プロポーザルを種目及び細目別に分担した者が構成員となって結成した共同体）とする。

(1) 横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定により定めた資格を有する者であること。

(2) 令和3・4年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）において次のいずれかの種目及び細目の登録を認められている者であること。

ただし、参加意向申出書を提出した時点で、上記名簿について申し込み中であり、受託候補者を特定する期日までに登録が完了する場合はこの限りではない。

ア 種目「316：コンピュータ業務」の細目「A：ソフトウェア開発・改修」及び「B：システム運用・監視」

イ 種目「402：一般賃貸」の細目「A：コンピュータリース」

なお、アの種目及び細目で参加しようとする者は、イの種目及び細目で参加しようとする他の提案書の提出者と本業務における委任（準委任含む）又は請負契約を行う場合、本業務におけるシステム構築及び提供業務に携わることができない。

(3) プロポーザル参加意向申出書の提出期限から受託候補者特定の日までの間のいずれの日においても、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 単体企業で参加する場合、他の特定共同企業体の構成員となっていないこと。また、特定共同企業体の構成員は、単体企業として参加していないこと。

(5) 特定共同企業体の場合の参加条件

ア 特定共同企業体を構成する者（以下「構成員」という。）は原則として2者以内とする。

イ 構成員は、上記（1）～（4）の条件をすべて満たすこと。

## 3 参加表明の手続

当該プロポーザルに参加しようとする者（前項第2号に規定する登録のない者で、提案書作成要領に定める名簿登載手続を行う者を含む。）は、次のとおり参加資格の確認申請を行わなければならない。

### (1) 申請期限

令和4年10月28日午後5時

### (2) 提出書類、提出方法及び提出期間

提案書作成要領による。

### (3) 提出先（次号に掲げるものを除く。）

E-mail アドレス：so-jinqjimukyoku@city.yokohama.jp

〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10

横浜市総務局労務課（横浜市庁舎11階）

### (4) 前項第2号に規定する登録に係る書類の提出場所

〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10  
横浜市財政局契約第二課（横浜市庁舎11階）

(5) 契約条項等に関する問い合わせ先

〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10  
横浜市総務局労務課（横浜市庁舎11階）  
末岡、神崎 電話 045(671)2158（直通）

4 提案書の提出者の資格の喪失

提案書の提出者の資格確認結果の通知後、参加資格を有することの確認を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該プロポーザルに参加することができない。

- (1) 第2項に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 提案書作成要領に定める提出書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）に虚偽の記載をしたとき。

5 提案書に必要な書類を示す場所等

本招請に係る提案書作成要領等は、次項第2号に掲げる局課において、この公告の日から提案書提出期限まで閲覧に供する。

6 提案書作成要領等の交付方法等

横浜市ホームページ（事業者向け情報＞入札・契約）よりダウンロード可能。

(<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/kakukukyoku/2022/itaku/somu/>)

ただし、基本仕様書及び評価基準書については参加の表明を行い、参加資格を満たしたもののみに提供する。

また、次に掲げる期間・場所で貸出しを行う。

(1) 貸出期間

公告日から令和4年12月5日まで（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

(2) 貸出場所

〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10  
横浜市総務局労務課（横浜市庁舎11階）  
電話 045(671)2158（直通）

7 提案書の提出先及び提出期限

(1) 提出期限

令和4年12月5日午後5時（提案書締切）

(2) 提出書類、提出方法及び提出期間

提案書作成要領による。

(3) 提出先

E-mail アドレス：so-jinqjimukyoku@city.yokohama.jp

〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10  
横浜市総務局労務課（横浜市庁舎11階）

8 提案書の無効

次の提案書は、無効とする。

- (1) 第2項に定める提案書の提出者の資格を満たさない者が提出した提案書
- (2) 提案書作成要領に定める提出書類に虚偽の記載をした提案書
- (3) 第7項第1号に定める日時までに提出されない又は提出場所の所在地に到着しない提案書
- (4) 前各号に定めるもののほか、提案書作成要領に定める方法によらない提案書

9 受託候補者の特定のための評価基準

(1) 提案内容に関するプレゼンテーション及びヒアリング

提案書の提出者に対して、提案書の内容について個別にプレゼンテーションを求め、ヒアリング（横浜市へ提案についての説明及び質疑応答）を行う。

(2) 受託候補者の特定のための評価基準

受託候補者の特定は次の基準により総合的に評価のうえ行う。

なお、特定作業において、全ての提案が横浜市の要求を満たさないものであると判断したときは、受託候補者の特定を行わないことがある。

- ア 提案者の業務実績等
- イ プロジェクト推進の考え方及び推進体制
- ウ システム導入の効果及び実現性
- エ システムの仕様、性能・機能及び保守・運用
- オ ワークライフバランスに関する取組等

10 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 経費負担  
提案書の提出に係る一切の経費は提案者の負担とする。
- (3) 提出された提案書の取扱い  
横浜市に提出された提案書は返却しない。
- (4) 契約締結の交渉  
特定した受託候補者に対して、当該業務に係る契約締結の交渉を行う。
- (5) 詳細は、提案書作成要領による。

11 Summary

- (1) Subject matter of the contract: Outsourcing of structuring, Operation and Maintenance of the Talent management System
- (2) Time-limit to express interests: 5:00pm, 28 October, 2022 (Japan Standard Time)
- (3) Time-limit to submit proposal: 5:00pm, 5 December, 2022 (Japan Standard Time)
- (4) Language: Japanese is the only language used in all the contract procedures
- (5) Contact point for the notice: Labor Affairs Division, General Affairs Bureau, City of Yokohama, 6-50-10 Hon-cho, Naka-ku, Yokohama, 231-0005, TEL: 045-671-2158

特定調達契約の落札者等の決定  
 特定調達契約の落札者等を次のとおり決定した。

令和4年10月18日

番号	落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地	落札者又は随意契約の相手方を決定した日	落札者又は随意契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地	落札金額又は随意契約に係る契約金額(円)	契約の相手方を決定した手続	当該入札公告を行った日	随意契約の理由	契約事務受任者又は事業管理者
1	(仮称)旧上瀬谷通信施設公園実施設計業務委託 一式	環境創造局公園緑地部公園緑地整備課 中区本町6丁目50番地の10	令和4年8月31日	(仮称)旧上瀬谷通信施設公園実施設計業務委託ブレンズ計画研究所・ラレンズ計画研究所共同企業体 東京都千代田区麹町三丁目7番地6	192,984,000	随意契約	令和4年5月10日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を求める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第1号	環境創造局長

※「契約事務受任者又は事業管理者」に記載される副市長とは、契約担当区局の事務を担当する副市長を表す。